

2007年分

年末調整・棚卸のポイント

西川 真幸 (税理士)

経税部

1 年末調整について

従業員などの給与所得者は原則、確定申告の必要がありません。ただし、他に所得がある場合や医療費控除等の適用を受ける場合など、一定の場合を除きます。

毎月の給料や賞与などから所得税を源泉徴収し、年末調整によって確定した所得税額と、源泉徴収した所得税額との精算をします。確定した所得税額より源泉徴収した所得税額が多ければ差額を本人に還付し、少なければ追加徴収します。

この年末調整は、給与支払者が(原則として)当年最後の給与支払時に、行うことになっております。従業員から年末調整計算に必要な書類を早めに収集し、給与計算前にあらかじめ準備してお

くることが必要です。用意していただく書類とその留意点は以下のとおりです。

【必要書類】
①「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
・生年月日、フリガナ、

配偶者の有無を忘れずに記入してもらいます。
・配偶者の方については、その収入の額により配偶者特別控除の適用の有無あるいはその控除額が異なりますので、収入のある方は必ず収入金額を記入して

もらいます。
(年間の給与収入が103万円以上の方でも141万円未満の場合には、配偶者特別控除の適用がありますので、留意ください)
・途中雇用の従業員などで、今年分の「給与所得者の扶養控除等(異

動申告書」をまだ記入されていない場合は、今年分と来年分を記入してもらいます。
・今年度中に住所、扶養親族等に異動がなかったかの確認をします。
②生命保険料控除証明書及び損害(地震)保険料控除証明書
③小規模企業共済掛金払込証明書
※小規模企業共済に加入されている方のみ。
④住宅ローン控除の適用のある方は次の書類
・金融機関の住宅ローン残高証明書(今年12月31日現在のもの)
・19年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書(本人宛に税務署から送付されて

います)
※なお、初年度は確定申告が必要ですので年末調整できません。
⑤途中雇用の方(前職のある方)は、前職の源泉徴収票が必要です。
⑥社会保険に未加入の場合は、今年度中に支払った国民健康保険の金額をご確認ください。
※なお、国民年金については、控除証明書社会保険事務所から送付されたもの)または領収書が必要となりますので、ご注意ください。

2 棚卸について

【棚卸をやる理由】

商品を販売する業種では、通常は仕入れた商品が全て仕入れた年度の費用となるのは、仕入れた年度に全ての商品が販売された場合です。

通常は、販売されずに在庫として残っている商品の仕入価額はその年度の費用として計上することができません。つまり、販売された商品に対応する商品の仕入価額(売上原価)がその年度の費用となる

【棚卸の対象となるもの】
医薬品や診療材料のほかに、未使用の消耗品なども対象になります。したがって、年度末近くに大量に診療材料や消耗品を購入しても在庫として残っていれば、その年度の費用にならない

【棚卸の方法】
①棚卸商品の種類・品質・型などの別にその数量を实地に調べます。
②棚卸商品の評価方法は、棚卸商品の評価方法としてあらかじめ税務署に届出た方法(先入先出法や後入先出法、総平均法、移動平均法など)によります。届出をしていない場合は、「最終仕入原価法」によります。最終仕入原価法では、年度末に一番近い時期に仕入れた購入したその

【棚卸の対象となるもの】
この関係を算式で示すと次のようになります。「売上原価」期首棚卸高+その年の仕入価額-期末棚卸高
棚卸は、その年度末において販売されずに売残っている商品の数量と金額を調べて、その年度の売上原価から除外し、その年度の正しい損益を計算するためにに行います。また、その年度の期末棚卸高は、その翌年度の売上原価に算入されることとなります。

【棚卸の時期】
年度末に残っている医薬品等を調べる必要がありますので、個人の場合、原則としては12月31日に行わなければならない。ただし、その前後

の日に棚卸を行うことも可能ですが、その場合は12月31日と棚卸を行った日との間の医薬品等棚卸商品の動き(販売・仕入など)から、12月31日現在の棚卸高を計算する必要があります。

【棚卸の時期】
年度末に残っている医薬品等を調べる必要がありますので、個人の場合、原則としては12月31日に行わなければならない。ただし、その前後

表 年末調整対象所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
～ 195万円以下	5%	0円
195万円超～ 330万円以下	10%	97,500円
330万円超～ 695万円以下	20%	427,500円
695万円超～ 900万円以下	23%	636,000円
900万円超～1,692万円以下	33%	1,536,000円

在庫として残っている商品の仕入価額はその年度の費用として計上することができません。つまり、販売された商品に対応する商品の仕入価額(売上原価)がその年度の費用となる

【棚卸の時期】
年度末に残っている医薬品等を調べる必要がありますので、個人の場合、原則としては12月31日に行わなければならない。ただし、その前後



BP投与の患者への留意点などを話す大前氏=11月24日、保険医会館

尾地区
八地区
阪地区
大地区
東地区
・柏河
・南

改定への情勢は流動的

歯科医療崩壊ストップを

協会の東大阪・八尾・柏原地区と南河内地区は

合同で、次期診療報酬改定の動向についての講習

会を、臨床講習会と併せて11月24日、保険医会館で開き、歯科医師19人が参加した。

次期診療報酬改定をめぐるとは、11月21日の中協診療報酬基本問題小委員会の中身について紹介し、補管・口衛指

り、歯科医療の崩壊を止めるのは今しかない」と国民的な大運動の必要性を訴えた。

【改定への情勢は流動的】
改定への情勢は流動的である。小澤氏は、「改定をめぐるとは、11月21日の中協診療報酬基本問題小委員会の中身について紹介し、補管・口衛指

【改定への情勢は流動的】
改定への情勢は流動的である。小澤氏は、「改定をめぐるとは、11月21日の中協診療報酬基本問題小委員会の中身について紹介し、補管・口衛指

【改定への情勢は流動的】
改定への情勢は流動的である。小澤氏は、「改定をめぐるとは、11月21日の中協診療報酬基本問題小委員会の中身について紹介し、補管・口衛指

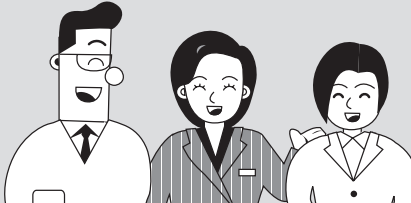
求人

ハーモニックにおまかせ下さい

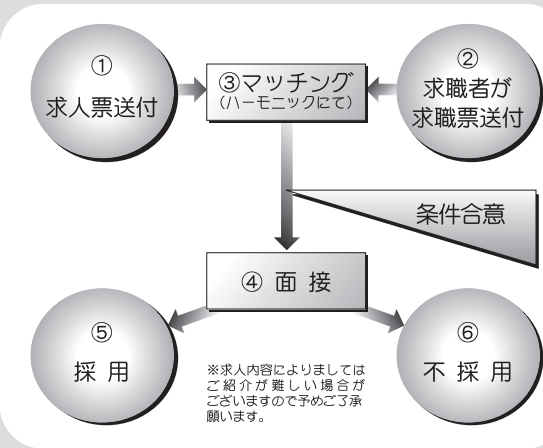
歯科医師 衛生士 助手 技工士

優秀な人材をご紹介します

常勤、アルバイト、パートに関わらず人材採用のお手伝いをさせていただきます。弊社にて事前に面接済の求職者の中からご希望の条件と合う方を探し、ご紹介致します。



ホームページ <http://harmonic-net.co.jp/index.html>



24時間受付
お気軽にお電話下さい

株式会社 **ハーモニック**
(和田精密グループ)

フリーコール イーレごと
TEL 0800-1114510
FAX 06-6393-3232

e-mail: osigoto@teeth.co.jp
担当: 下田

532-0002
大阪市淀川区東三国1丁目12-15
辻本ビル7F

有料職業紹介業 27-ユ-300406
一般労働者派遣業 般-27-06-0054